熊谷市監査委員公告第５号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和５年８月２８日

熊谷市監査委員　三　澤　欣　一

熊谷市監査委員　新　島　一　英

令和５年度市長公室定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

秘書課、政策調査課、広報広聴課、危機管理課

⑵　対象事務

令和４、５年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務　①　帳票等と現金は突合しているか。
②　必要な帳簿類は整備されているか。
③　納入の通知は適正に行われているか。
④　債権管理は適正に行われているか。

⑵　支出事務　①　必要な手続は行われているか。
②　適正な支出となっているか。

⑶　契約事務　①　安易に随意契約を採用していないか。
②　契約の履行に問題はないか。
③　完了報告を漏れなく受領しているか。
④　検査結果通知書等は作成されているか。

⑷　補助金　①　交付に当たって根拠等審査は適切か。
②　実績報告書を提出させているか。

⑸　負担金　①　公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。
②　負担効果の点から整理すべきものはないか。

⑹　工事　①　業者の選定は適切か。
②　工事の実施は計画的に行われているか。

⑺　財産管理　①　返納手続をせずに処分していないか。
②　備品の登録に漏れはないか。

⑻　その他　事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

主な監査項目

⑴　収入事務

①　現金出納簿

②　暑さ対策グッズ等売払収入

③　国際交流基金寄附金

④　市報広告掲載料収入

⑤　被災証明等手数料

⑵　支出事務

①　秘書業務経費「印刷費」

②　条例等表彰事業「記念品費」

③　「暑さ対策」熱中症予防グッズ配布事業「消耗品費」

④　防災のまちづくり事業「器具購入費」

⑶　契約事務

①　熊谷市階段アート作成設置業務委託

②　市報印刷データ作製業務委託

③　熊谷市ホームページ自治体情報セキュリティクラウド対応に関する業務委託

④　熊谷市コミュニティＦＭ市政情報放送業務委託

⑤　防災行政無線（固定系）文字入力端末装置及びＪアラート用ＵＰＳ更新業務委託

⑥　熊谷市防災行政無線（移動系）保守業務委託

⑷　補助金

①　熊谷市国際交流協会補助金

②　自主防災組織補助金（防災訓練実施事業）

③　自主防災組織補助金（資機材整備事業）

⑸　負担金

①　埼玉県市長会会費

②　熊谷スマートシティ推進協議会負担金

⑹　工事

防災行政無線（固定系）屋外拡声子局増設工事

⑺　財産管理

備品台帳一覧表

⑻　その他

出勤簿

5　監査の実施場所及び期間

⑴　実施場所

監査委員事務局、秘書課、政策調査課、広報広聴課、危機管理課、防災まちづくり倉庫、熊谷市立商工会館大ホール

⑵　監査期間

令和５年４月１２日から令和５年５月３１日まで

６　監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

⑴　収入事務

指摘事項なし。

⑵　支出事務

防災のまちづくり事業「器具購入費」について、契約伺いに添付された見積書に日付の記入がなかったものや原本でないものがあったので、適正な事務処理を行うべきである。　【危機管理課】

⑶　契約事務

①　市報印刷データ作製業務委託について、５０万円を超える業務が随意契約されていたので、地方自治法施行令第１６７条の２及び熊谷市契約規則第３６条に基づき適正な事務処理を行うべきである。　【広報広聴課】

②　熊谷市ホームページ自治体情報セキュリティクラウド対応に関する業務委託について、契約伺いに添付された見積書が原本でない概算見積書だったので、適正な事務処理を行うべきである。　【広報広聴課】

③　熊谷市防災行政無線（移動系）保守業務委託について、契約伺いに添付された見積書に日付の記入がなかったので、適正な事務処理を行うべきである。また、熊谷市保守点検等に関する業務委託契約約款第１３条第２項に定められた検査結果通知が行われていなかったので、契約に基づき適正に履行するべきである。　【危機管理課】

⑷　補助金

指摘事項なし。

⑸　負担金

指摘事項なし。

⑹　工事

指摘事項なし。

⑺　財産管理

器具購入費で購入した避難所パーティションの備品登録が行われていなかったので、熊谷市物品管理規則第１９条に基づき適正な備品管理を行うべきである。　【危機管理課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7　意見

⑴　「クマぶら」の運用について

熊谷市のまちづくりの将来像である「やさしい未来発見都市　熊谷」を具現化するためのスマートシティの取組が、本市の第２次総合振興計画後期基本計画の最重要課題の一つに位置付けられたことに合わせ、令和５年度から新たに市長公室政策調査課で一元的に所掌することから、スマートシティの総合的な企画、調整及び推進役として担当副参事以下４名の職員が増員された。

本年１１月には地域電子マネー「クマＰＡＹ」、令和６年２月にはコミュニティバスのスマホ回数券、３月には電子コミュニティポイント「クマポ」の実装が予定されているなど、その活躍が大いに期待されるところであるが、令和４年度から運用しているスマートシティのデジタルツールである「クマぶら」のクーポンサービスの更新作業について、人流の盛んな４月、５月にできるだけ多くの店舗が参加し、利用できるよう業務委託契約（仕様書）に履行時期等を明記するなど、早期かつ効果的に運用できるよう検討されたい。

⑵　防災士養成事業補助金について

近年、全国的に地震・風水害等の自然災害の頻発が懸念されている中、本市においても自然災害による甚大な被害から市民の生命・財産を守ることが大きな課題となっている。

災害発生時の初期対応として、自助（一人一人が自ら取り組む）そして共助（地域や身近にいる人同士の助け合い）が重要とされ、本市の共助を担う自主防災組織として、現在２６７団体が組織されているが、コロナ禍の影響で防災訓練の実施が制限されていたため、災害時にその実効性が発揮できるか懸念されるところである。

防災訓練や実際の災害発生時にリーダーシップを発揮することができる防災士の存在は大きく、すべての自主防災組織に防災士が１名以上いることが望ましいことから、本市危機管理課では防災士の資格取得のため、取得費用の２分の１（上限３万円）の補助金交付事業に取り組んでいるが、現在まで補助金を利用して資格を取得した者は累計で７２名に留まり、すべての自主防災組織を充足するまでに至っていない。このため、防災士に代わり災害時にリーダーシップを発揮できる人材を確保すべく、コロナ禍で一時中断していたリーダー研修を昨年度から再開したところであるが、当該補助金交付制度の更なる有効活用のため、各自主防災組織及び自治会に対して、自己負担金を自治会等で補填している事例等の周知を含めて、積極的にアプローチしていただくことを要望する。